

◆改善事例 声優養成学校に対する申入れ

事業者名；株式会社 I AM

事業内容：声優養成学校

申入対象：中途解約不能条項、授業料不返還条項

対象条文：消契法9条1号、10条

申入開始日：2020（令和2）年6月16日

申入終了日：2020（令和2）年8月18日

	Cネット東海の主な申入れ内容	回答（結果）
1	<p>第3条（3） 2年間のカリキュラム途中の解約はできません。</p> <p>◆申入れ内容 削除してください。</p> <p>◆申入れ理由 いかなる理由があっても解約を認めないとするのは、法律上消費者に認められた契約の取消、無効、解除ないし解約について、一切の主張ができないかのように読め、消費者の権利を制限するものであるため、消費者契約法第10条に反する。</p> <p>また、受講者と事業者との契約は、「基礎学習・見学学習・体験学習などの指導方法により学習指導を行う」とされていることから、準委任契約であり、各当事者がいつでも解除できるにもかかわらず（民法656条、651条）、中途解約を認めないのは、消費者の権利を制限するものであり、消費者契約法第10条に反する。</p>	<p><u>削除</u>された。</p>
2	<p>第3条（5） お支払い頂きました初期費用・授業料はいかなる理由でも返金出来かねます。 入学手続完了後は、授業の受講有無に関わらず初期費用の支払義務が生じます。</p> <p>◆申入れ内容 削除してください。</p> <p>◆申入れ理由 前段について、解除の事由、時期等の区分によっては、事業者が生ずべき平均的損害の額を超えている場合もありうるのだから、事業者が生じる平均的な損害を超える違約金等を定める消費者契約法第9条1号に反する。</p>	<p><u>削除</u>された。</p>

	<p>後段について、受講の有無、時期によっては、事業者が損害が生じていない可能性があり、事業者に生じる平均的な損害を超える違約金等を定める消費者契約法第9条1号に反する。</p>	
--	---	--